

メンバーペイ利用規約 新旧対照表

条項	新	旧
第6条(販売方法) 第2項	2.販売ユーザーは、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)に基づき、本サービスのウェブサイト上において、自らの本名又は法人名その他法令上必要な情報を表示することに同意するものとします。住所および電話番号については、特定商取引法第11条但書に基づく請求に応じて遅滞なく開示するものとします。	2.販売ユーザーは、購入ユーザーから販売サービスに関する問い合わせ、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第11条但書に基づく開示請求、販売ユーザーが提供する商品又はサービスに関するクレーム、権利主張その他請求があった場合には、当該購入ユーザーに対し、速やかに回答その他必要な対応を行うものとします。なお、販売ユーザーは、特定商取引法に定める販売業者又は役務提供事業者該当する場合には、購入ユーザーによる特定商取引法第11条但書に基づく開示請求に対して所定の事項を開示するものとします。
第6条(販売方法) 第3項	3.販売ユーザーは、前項の特定商取引法第11条但書に基づく開示請求のほか、購入ユーザーから販売サービスに関する問い合わせ、販売ユーザーが提供する商品又はサービスに関するクレーム、権利主張その他請求があった場合には、当該購入ユーザーに対し、速やかに回答その他必要な対応を行うものとします。なお、販売ユーザーは、当社に対し、常に最新かつ正確な情報を提供する義務を負うものとします。	3.当社は、購入ユーザーから販売サービスに関する問い合わせ、特定商取引法第11条但書に基づく開示請求、販売ユーザーが提供する商品又はサービスに関するクレーム、権利主張その他請求を受けた場合でも、これに対し一切対応する義務を負いませんが、当社の裁量により任意で回答することができます。
第6条(販売方法) 第4項	4.当社は、購入ユーザーその他の消費者から販売ユーザーの連絡先の開示請求があった場合、法令に従い、当該販売ユーザーに代わり、又は当該販売ユーザーと協力して、遅滞なくこれを開示することができるものとします。なお、当社は、本項に基づく開示を行う場合を除き、購入ユーザーから販売サービスに関する問い合わせ、クレーム、権利主張その他請求を受けた場合でも、これに対し一切対応する義務を負いません。	(新設)

第4条(ユーザー登録)第3項	3. 販売ユーザーとして登録を希望する者は、登録申請時点において満18歳以上である必要があります。満18歳未満の者は、保護者の同意の有無にかかわらず、販売ユーザーとして登録し、本サービスを利用することはできません。	(新設)
第4条(ユーザー登録)第6項	6. ユーザーは、本サービスの登録名義、本人確認書類の名義、および売上の入金先口座の名義がいずれも本人であり、かつ一致することを保証するものとします。	(新設)
第9条(禁止行為)第2項	(以下の各号を追加) ・登録資格を満たさない年齢であるにもかかわらず、年齢を偽って本サービスに登録、又は本サービスを利用する行為 ・自己の名義又はアカウントを第三者に利用させ、又は第三者の名義を用いて本サービスに登録・利用する行為(名義貸し・借名を含みますが、これに限られません)	(新設)